

○解体業及び破砕業の変更届出に必要な書類について

「解体業変更届出書」（様式第七）又は「破砕業変更届出書」（様式第十一）に、「誓約書」（別記様式第3号。変更事項に関わらず添付してください。）と変更した事項ごとに以下の表により必要な書類を添付して提出してください。なお、公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

また、下表の4、8、9の変更の場合、「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づく事前協議が必要な場合がありますので留意してください。

【添付書類一覧表】

変更内容	添付書類
1 申請者の氏名・住所 (申請者が個人の場合)	① 住民票（本籍地記載のもの、外国人にあつては国籍等記載のもの） ② 登記されていないことの証明書
2 申請者の名称・住所・ 代表者の氏名（申請者が 法人の場合）	① 定款又は寄付行為（代表者により原本証明されたもの） ② 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
3 事業所の名称	なし。
4 事業所の所在地（事業 所の移転又は追加の場 合）	① 施設概要書（別記様式第10号（解体業）又は別記様式第11号（破 砕業）） ② 変更する事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、 断面図、構造図等） ③ 変更する施設の設計計算書 ④ 付近の見取図 ⑤ 変更する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類（公 図、土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書、購入証明書等）
5 法人の役員、政令で定 める使用人	① 住民票 （本籍地記載のもの、外国人にあつては国籍等記載のもの）※ ② 登記されていないことの証明書（※2）◆ ③ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
6 法定代理人 (申請者が未成年の場合)	① 住民票 （本籍地記載のもの、外国人にあつては国籍等記載のもの）◆ ② 登記されていないことの証明書（※2）◆
7 発行済み株式数又は出 資額の5%以上を占める 者	① 変更のあった株主の株式数又は出資者の出資金額を記載した書類 <u>左記7の者が個人の場合</u> ② 住民票（本籍地記載のもの、外国人にあつては国籍等記載のも の）◆ ③ 登記されていないことの証明書（※2）◆ <u>左記7の者が法人の場合</u> ② 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）◆
8 事業の用に供する施設 の概要	<u>次の①～④の書類のうち変更に係る部分について添付してくださ い。</u>

	① 施設概要書(別記様式第10号(解体業)又は別記様式第11号(破砕業)) ② 事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図等) ③ 施設的设计計算書 ④ 施設の所有権(使用権原)を有することを証する書類(公図、土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書、購入証明書等)
9 標準作業書	① 標準作業書

※1 ◆印のついた証明書は、新たに役員や株主等に就任した個人や法人に係るもののみ添付してください。

※2 登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので、事前に御相談ください。